

第40号議案

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
について

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。